

日南市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南市財務規則（平成21年日南市規則第50号。以下「規則」という。）第117条の2の規定に基づき、電子入札システムにより競争入札を行う場合の手續等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 電子入札システムにより競争入札を行うことのできる案件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事又は建設工事を伴う測量業務委託
- (2) 地質調査業務委託
- (3) 建設コンサルタント業務委託
- (4) 補償コンサルタント業務委託
- (5) 設計業務委託
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約担当課長が必要と認める案件

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札に係る手續のうち、入札案件の登録から入札、落札者の決定までの一連の事務をコンピュータ及びインターネットを使用して処理する電子情報処理組織をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して執行する入札事務をいう。
- (3) 電子見積合わせ 電子入札システムを使用して執行する電子見積合わせをいう。

(入札の公告等)

第4条 市長は、電子入札を実施しようとする入札の公告又は通知（以下「公告等」という。）において、規則第111条第3項第1号から第11号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告又は通知するものとする。

- (1) 電子入札により入札を実施すること。
- (2) 電子入札に必要な電子データ
- (3) 前号に規定する電子データの提出方法及び到達期限

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指名入札通知)

第5条 市長は、規則第124条第3項に規定する入札者への通知（以下「指名通知」という。）については、電子入札システムにより指名競争入札通知書（別記様式第1号）を送付して行うものとする。ただし、電子入札システムにより指名通知を行うことが困難な場合には、書面によることができる。

(入札参加届出)

第6条 一般競争入札又は条件付一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）（別記様式第2号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）が提出された場合、電子入札システムにより入札参加届出書受付書（入札参加資格確認申請書受付通知書）（別記様式第3号）を送付するものとする。

3 市長は、第1項の入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を提出した者の入札参加資格を確認した場合、電子入札システムにより入札参加届出書受理通知書（入札参加資格確認結果通知書）（別記様式第4号）を送付するものとする。

4 市長は、一般競争入札又は条件付一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を書面により提出させることができる。この場合において、当該届出書の提出期限は、電子入札システムにおける提出期限と同一とする。

(1) 一般競争入札において、入札に参加しようとする者が書面による入札を希望する場合

(2) コンピュータ又はインターネットの不具合又はICカードの破損等により電子入札の続行が困難である場合

(3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(予定価格の登録)

第7条 市長は、開札の前に、規則第116条に規定する予定価格調書を開封して、当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出等)

第8条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書（別記様式第5号）の内容を構成する入札金額その他所定の情報を電子入札システ

ムにより登録することにより、入札書の提出を行うものとする。

- 2 入札書の提出期限は、第4条の公告等又は第5条の指名通知により市長があらかじめ指定した期限とする。
- 3 入札書の提出時点は、第1項に規定する登録がなされた時点とする。
- 4 市長は、第1項の規定による登録がなされたときは、電子入札システムにより入札書受付確認通知書（別記様式第6号）を送付するとともに、入札書の提出期限後に電子入札システムにより入札書受付締切通知書（別記様式第7号）を送付するものとする。
- 5 第3項の規定は、申請、届出その他の提出時点について準用する。
- 6 市長は、内訳書の提出が必要な対象案件について電子入札を実施する場合、第1項に規定する入札書の提出を行う際に電子入札システムにより内訳書を提出させるものとする。

（書面による入札書の提出等）

第9条 市長は、第6条第4項各号のいずれかに該当する場合は、入札書を書面により提出させること（以下「紙入札」という。）ができる。この場合における手続は、規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

（入札の辞退）

- 第10条 入札参加者は、入札書を提出する前は、当該入札をいつでも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届（別記様式第8号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、書面により辞退届（別記様式第8号の2。以下「書面届」という。）を提出することができる。
 - 3 市長は、前項の辞退届が提出されたときは、電子入札システムにより辞退届受付確認通知書（別記様式第9号）を送付するものとする。
 - 4 第8条第2項に規定する提出期限までに入札書の提出が確認できない場合は、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなす。
 - 5 市長は、入札参加者のうち入札書を提出した後に当該入札の参加資格を失った者がある場合は、電子入札システムに当該入札参加者の入札無効の登録をするものとする。

（開札）

第11条 市長は、第9条の規定により紙入札を行った入札参加者がある場合には、提

出期限後に当該書面による入札書に記載された入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 市長は、入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）のうちから無作為に抽出した1人の立会いのもと、電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- 3 市長は、規則第119条第1項（第125条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格を設定したときは、開札の前に電子入札システムに登録するものとする。

（入札の執行取消し）

第12条 市長は、入札書締切前に入札の執行を取り消す場合は、中止通知書（別記様式第10号）を、電子入札システムにより次に掲げる者（この条において「入札参加者」という。）に送付するものとする。

- （1） 一般競争入札又は条件付一般競争入札にあつては、入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を提出した者
- （2） 前号以外の条件付一般競争入札にあつては、入札書を提出した者
- （3） 指名競争入札にあつては、入札通知書を送付した者

- 2 市長は、入札書締切後に入札の執行を取り消す場合は、入札（見積合わせ）執行取消通知書（別記様式第11号）を、電子入札システムにより入札参加者に送付するものとする。

（再度の入札）

第13条 市長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、再度の入札を行うものとする。

- 2 再度の入札の実施に当たっては、電子入札システムにより再入札通知書（別記様式第12号）を送付し、入札参加者に再入札書（別記様式第13号）を提出させるものとする。
- 3 再度の入札の回数は、1回とする。
- 4 市長は、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効又は失格となった者を再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

（落札）

第14条 市長は、落札者が決定した場合は、電子入札システムにより落札決定通知書

(別記様式第14号)を送付するものとする。

- 2 市長は、落札者の決定を保留する場合(条件付一般競争入札において資格確認のために決定を保留する場合を除く。)は、電子入札システムにより落札決定保留通知書(別記様式第15号)を送付するものとする。

(最低金額が同じである場合の取扱い)

第15条 市長は、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の9(令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定するくじ引きを電子入札システムにより行うものとする。

- 2 前項に規定する電子入札システムによるくじ引きが困難な場合には、市長が指定する場所及び日時において、電子入札システム以外の方法によりくじ引きを行うものとする。

(開札承認登録)

第16条 市長は、開札を行ったときは、開札承認登録を行い、開札承認結果(別記様式第16号)により入札の経過を明らかにしておくものとする。

(低入札価格調査)

第17条 市長は、低入札価格調査制度を適用する入札について、調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合には、電子入札システムにより入札参加者に対して当該入札が保留となった旨を落札決定保留通知書により通知するものとする。

(入札の効力)

第18条 市長は、規則第121条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

- (1) 第9条の規定によることなく紙入札をした入札
- (2) 同一の案件において電子入札と紙入札の双方を行った入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

(随意契約における準用)

第19条 前各条の規定は、電子入札システムにより随意契約の見積合わせを行う場合の手續に準用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。